

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案 三段表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分、二重傍線、ゴシック部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）</p> <p>第四百二十二条の三 第四百二十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においてはそれぞれ当該各号に定めるもの及び年齢満二十年以上の者は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正</p>	<p>（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）</p> <p>第四百二十二条の三 第四百二十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一</p>	<p>（新設）</p>

化等に関する法律（平成十四年法律第二十
六号）第二条第一号に規定する電子メール
をいう。以下同じ。）を利用する方法を除
いたものをいう。以下同じ。）により、選
挙運動のために使用する文書図画を頒布す
ることができる。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙
公職の候補者及び候補者届出政党

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙 衆
議院名簿届出政党等及び公職の候補者た
る衆議院名簿登載者

三 参議院（比例代表選出）議員の選挙 参
議院名簿届出政党等及び公職の候補者た
る参議院名簿登載者

四 参議院（選挙区選出）議員の選挙 公
職の候補者及び第二百一条の六第三項
（第二百一条の七第二項において準用す
る場合を含む。）の確認書の交付を受け
た政党その他の政治団体（第八十六条の
四第三項（同条第五項においてその例に
よることとされる場合を含む。）の規定
により当該公職の候補者が所属するもの

号に規定する電子メールをいう。以下同
じ。）を利用する方法を除いたものをい
う。以下同じ。）により、頒布すること
ができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

として記載されたものに限る。)

五 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 公職の候補者及び第二百一条の八第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)において準用する第二条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候補者及び第二百一条の九第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候補者

2・3 (略)

(電子メールを利用する方法による文書図画の頒布)

第四百四十二条の四 第四百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる選挙においてはそれぞれ当該各号に定めるもの及び年齢満二十年以上の者は、電子メールを利用する方法により、選

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(電子メールを利用する方法による文書図画の頒布)

第四百四十二条の四 第四百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定めるものは、電子メールを利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図

挙運動のために使用する文書図画を頒布することができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

画を頒布することができる。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙
公職の候補者及び候補者届出政党

二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙 衆
議院名簿届出政党等

三 参議院(比例代表選出)議員の選挙 参
議院名簿届出政党等及び公職の候補者た
る参議院名簿登載者

四 参議院(選挙区選出)議員の選挙 公
職の候補者及び第二百一条の六第三項
(第二百一条の七第二項において準用す
る場合を含む。)の確認書の交付を受け
た政党その他の政治団体(第八十六条の
四第三項(同条第五項においてその例に
よることとされる場合を含む。))の規定
により当該公職の候補者が所属するもの
として記載されたものに限る。)

五 都道府県又は指定都市の議会の議員の
選挙 公職の候補者及び第二百一条の八
第二項(同条第三項において準用する場
合を含む。))において準用する第二百一

(削る)

(削る)

2 前項の規定により選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために用いられる電子メール(以下「選挙運動用電子メール」という。)の送信をする者(その送信をしようとする者を含むものとする。以下「選挙運動用電子メール送信者」という。)は、当該選挙運動用電子メール送信者に対しその電子メールアドレスを自ら通知した者に対し、当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した電子メールアドレスに送信をする選挙運動用電子メールでなければ、送信をすることができない。

(削る)

条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の

候補者及び第二百一条の九第三項の確認

書の交付を受けた政党その他の政治団体

七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職

の候補者

2 前項の規定により選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために用いられる電子メール(以下「選挙運動用電子メール」という。)の送信をする者(その送信をしようとする者を含むものとする。以下「選挙運動用電子メール送信者」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、かつ、当該各号に定める電子メールアドレスに送信をする選挙運動用電子メールでなければ、送信をすることができない。

一 あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信をするように求める旨又は送信をす

(削る)

ことに同意する旨を選挙運動用電子メール送信者に対し通知した者（その電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限る。）当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した電子メールアドレス

二 前号に掲げる者のほか、選挙運動用電子メール送信者の政治活動のために用いられる電子メール（以下「政治活動用電子メール」という。）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、その通知をした後、その自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該政治活動用電子メールの送信をしないように求める旨を当該選挙運動用電子メール送信者に対し通知した者を除く。）であつて、あらかじめ、当該選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知を受けたも

(削る)

ののうち、当該通知に対しその受信している政治活動用電子メールに係る自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知をしなかつたもの 当該選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知に対し、当該選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知をした電子メールアドレス以外の当該政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレス

3

選挙運動用電子メール送信者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事実を証する記録を保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと及びその者から選挙運動

用電子メールの送信をするように求めがあつたこと又は送信することに同意があつたこと。

二 前項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

3 選挙運動用電子メール送信者は、前項の電子メールアドレスを自ら通知した者から、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める電子メールアドレスを明らかにして電子メールの送信その他の方法により当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレス

4 選挙運動用電子メール送信者は、第二項各号に掲げる者から、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める電子メールアドレスを明らかにして電子メールの送信その他の方法により当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子

レスに選挙運動用電子メールの送信をしてはならない。

4|| 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たっては、当該選挙運動用電子メールを利用する方法により頒布される文書図画に次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

(削る)

一|| 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

(削る)

二|| 電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方法により前項の通知を行う際に必要となる電子メールアドレス
レスその他の通知先

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)
第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

メールの送信をしてはならない。

5|| 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たっては、当該選挙運動用電子メールを利用する方法により頒布される文書図画に次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

一|| 選挙運動用電子メールである旨

二|| 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

三|| 当該選挙運動用電子メール送信者に対し、前項の通知を行うことができる旨

四|| 電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方法により前項の通知を行う際に必要となる電子メールアドレス
レスその他の通知先

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)
第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)
第二百四十三条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

三の二 第四百二十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 第四百二十二条の六の規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者

四〇十 (略)

2 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その二) 第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二の二 第四百二十二条の四第四項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

二の三 第四百二十二条の五第二項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

三〇八 (略)

2 (略)

一〇三 (略)

三の二 第四百二十二条の四第二項又は第四項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 第四百二十二条の六の規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者

四〇十 (略)

2 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その二) 第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二の二 第四百二十二条の四第五項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

二の三 第四百二十二条の五第二項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

三〇八 (略)

2 (略)

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

四〇十 (略)

2 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その二) 第二百四十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三〇八 (略)

2 (略)

修正後	修正前
<p>附則 (適用区分)</p> <p>第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第百四十二条の四第二項及び第三項の規定中通知に係る部分並びに新法第百五十二条、第二百二十九条及び第二百七十一条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p> <p>(通知に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前に新法第百四十二条の四第二項又は第三</p>	<p>附則 (適用区分)</p> <p>第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第百四十二条の四第二項から第四項まで(第二項及び第四項にあつては、通知に係る部分に限る。)、第百五十二条、第二百二十九条及び第二百七十一条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。</p> <p>(通知に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前に新法第百四十二条の四第二項各号又は</p>

項に定める通知に相当する通知があった場合には、それぞれ同条第二項又は第三項に定める通知があったものとして、これらの規定を適用する。

（検討）

第五条 選挙運動の規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第四項に定める通知に相当する通知があった場合には、それぞれ同条第二項各号又は第四項に定める通知があったものとして、同条第二項又は第四項の規定を適用する。

（検討）

第五条 公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メール（新法第四百四十二条の三第一項に規定する電子メールをいう。）を利用する方法による選挙運動その他のインターネット等を利用する方法（同項に規定するインターネット等を利用する方法をいう。）による選挙運動の在り方については、選挙の公正を確保しつつ有権者の政治参加を促進する観点から、次回の国政選挙（施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日が早いものをいう。以下同じ。）後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて、次々回の国政選挙（次回の国政選挙後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものをいう。）までに必要な措置が講ぜられるものとする。